

各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課

御中

文部科学省高等教育局
大学振興課

被災した学生の学修機会の確保について

令和8年7月29日付け8文科高第709号「令和8年熊本地震により被災した学生への配慮等について」において、被災した学生の単位の授与、卒業の認定や学位の授与等に当たっては、その方法について弾力的に対応し、当該学生の進学・就職等に不利益が生じないよう、配慮をお願いしているところですが、改めて、被災した学生の学修機会の確保に当たり配慮いただきたい事項についてお知らせします。各大学等におかれては、下記の事項について十分御留意くださるようお願いします。

記

1. 個々の学生の状況に応じた学修機会の確保について

被災により、授業への出席や課題の提出、試験の受験等が困難な学生に対して、個々の学生の状況等を踏まえ、補講授業の開設、課題の提出期限の延長、追試験の実施その他の代替措置を講ずるなど、それぞれの学生が学修の機会を確保できるように配慮していただきますようお願いします。

また、従前より授業の実施時期・方法の変更や、これらに伴う授業計画（シラバス）等の修正については学生に対する説明を行うようお伝えしているところですが、学生が単位取得等について大きな不安を抱えていることも踏まえ、より丁寧に説明することに努めてくださるようお願いします。

2. 遠隔授業等の実施における配慮について

大学設置基準第25条第2項等に規定する遠隔授業並びに大学通信教育設置基準第3条第1項に規定する印刷教材等による授業及び放送授業（以下「遠隔授業等」という。）の実施に当たっては、学生の通信環境等を把握し、適切な遠隔授業等の実施方法を検討するなど、学生の受講環境に十分配慮することが重要です。

通信状況によっては、メール送受信やシステムへのアップロード等の際に通信障害など技術的なトラブルが発生する可能性も考えられますので、特に成績評価に必要な課題・レポート等の提出を受け付ける際には、提出状況につき丁寧に確認を行うなど、学生に不利益が生じないようご配慮をお願いします。

また、被災により十分な通信環境を持たない学生がいることも考えられることから、個々の学生の状況等を考慮した上で、大学等の教室やPCルームを開放する、PCやルータを貸与する、通信回線への負荷に配慮した授業方法の組合せとする、画質調整等によりオンライン教材を低容量化する、教材のダウンロードを回線の比較的空いている時間帯に指定するなど、学生の通信環境への十分な配慮をお願いします。

その他、遠隔授業等の実施に当たっては、「大学・高専における遠隔教育の実施に関する

ガイドライン」(令和5年3月28日文部科学省高等教育局専門教育課大学教育・入試課)を参照の上、適切に御対応いただくようお願いします。

(参考) 大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドラインについて(周知)
https://www.mext.go.jp/content/20230328-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(本件連絡先)

文部科学省 高等教育局 大学振興課法規係

電 話 : 03-5253-4111 (内線 3338)